

史跡 大御堂廃寺跡歴史公園

利用の手引き



倉吉市

(令和7年12月11日改訂)

はじめに

大御堂廃寺跡は、飛鳥時代（7世紀中ごろ。律令国家が始まった時代）に創建された山陰地方最古級の古代寺院跡です。寺跡は国史跡に指定され、国・県の補助を受けて本市が土地を買い上げて整備した貴重な文化財です。

発掘調査で見つかった土器に書かれた文字「久米寺」から寺院名がわかり、伯耆国（くめでら）の役所（伯耆国庁）が置かれた久米郡の中心的な古代寺院と考えられます。

寺院の敷地は南北180m、東西135mと推定され、塀によって区画されていました。中心部には、寺院のシンボルといえる高層の塔、その西に本尊を安置した金堂、それらの北に、經典の講義や説教を行う講堂、僧が居住した僧房が建っていました。金堂の正面が一般的な南向きではなく、東の塔を向くことが特徴です。

発掘調査では、蓮の花や鬼の文様の瓦（軒瓦・鬼瓦）、粘土で作られた仏像（埴仏・塑像）、銅製の匙・獣頭、仏具の鋳型などが出土し、往時のさまざまな寺院活動がうかがえます。なお、当寺院は平安時代（10世紀ごろ）まで存続したと推定されています。

史跡大御堂廃寺跡歴史公園の利用については、歴史学習や憩いの場などの自由な利用はもとより、イベントやスポーツなどでも利用可能ですが、文化財保護法・都市公園条例による利用制限があり、文化財を保存するために事前の申請と許可が必要です。

この手引きは、史跡大御堂廃寺跡歴史公園の利用方法をまとめたものです。本冊子を基に、適切な手続き・利用が行われるようお願いします。



令和7年3月末の整備状況（南から）

史跡の概要

所 在 地 鳥取県倉吉市馳経寺2丁目

名 称 大御堂廃寺跡

面 積 33,503.47 m²

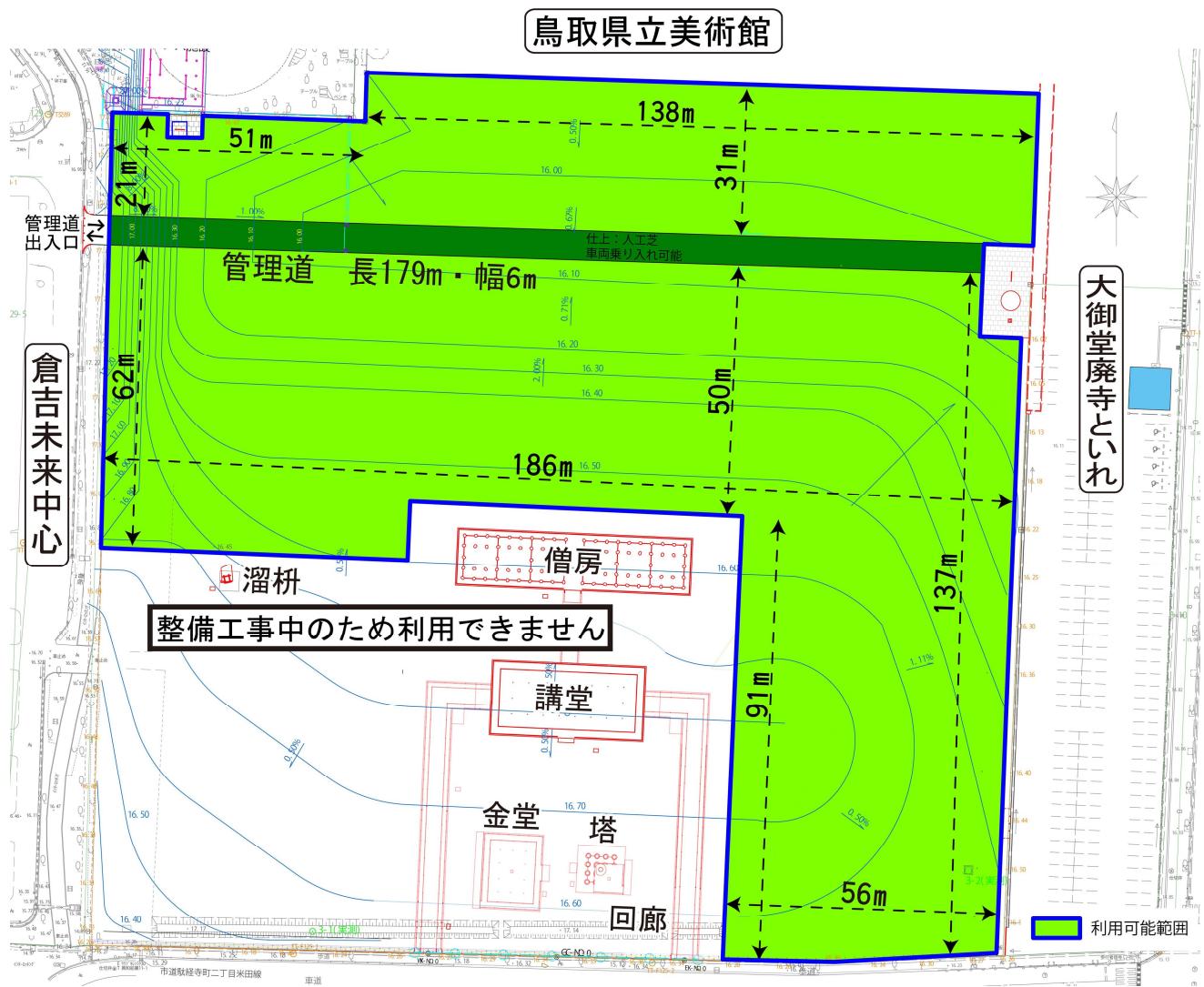
指 定 年 月 日 平成13年1月29日

目 次

1 利用可能範囲	1
2 申請が必要な行為	2
3 利用手続き	2
(1) 相談・申請窓口	
(2) 手続きの流れ	
(3) 事前打ち合わせ	
(4) 添付資料	
(5) 完了時の提出書類	
(6) その他の手続き	
4 使用料	4
(1) 使用料等	
5 利用の条件	5
(1) 利用可能日	
(2) 利用可能時間	
(3) 使用料の支払い	
(4) 使用料の還付	
(5) 許可の取消し	
(6) 主催者の責任等	
(7) 事故防止対策	
(8) 事故発生時の対応	
(9) 芝生の保全	
(10) 音響機器など	
(11) 車両等の乗り入れ	
(12) キッチンカー	
(13) 露天販売	
(14) スポーツ利用	
(15) 火気の使用	
(16) 飲食物の調理	
(17) トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃	
(18) 駐車場対応	
(19) 施設の毀損	
6 その他の禁止事項	9

1 利用可能範囲

- ・整備工事中の範囲を除き、公園全域を利用可能です。全部または一部を独占して利用する場合や、テント・ステージ等の仮設工作物を設置して利用する場合は、申請が必要です。
- ・申請は任意の範囲で行うことができます。利用可能範囲図を参考にして申請してください。
- ・大型イベント・複数イベント等開催の場合、一般来場者に支障がないか総合的に判断した上で許可します。
- ・他の利用者に注意をしていただき、安全に御利用ください。



利用可能範囲図

2 申請が必要な行為

公園は原則自由に利用できますが、独占的に利用する場合や仮設工作物を設置して利用する場合は、事前に申請を行い許可を受けることが必要です。

□場所を独占しない利用	申請は不要・自由利用
<ul style="list-style-type: none">・子どもの遊び・散歩・ランニング・弁当を食べる・個人の一般的な写真・動画撮影 など	

□場所を独占する利用など	<p>【仮設工作物を設置しない場合】</p> <p>○都市公園内行為許可申請書の提出 (企画書、レイアウト図等を添付)</p> <p>(倉吉市都市公園条例第3条に基づく申請)</p> <p>【仮設工作物を設置する場合】</p> <p>(行為許可申請に加えて)</p> <p>○現状変更等許可申請書の提出 (レイアウト図等を添付)</p> <p>(文化財保護法第125条に基づく申請)</p>
--------------	---

3 利用手続き

(1)相談・申請窓口

倉吉市経済観光部文化財課

鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 (倉吉市役所第2庁舎3階)

電話番号 0858-22-4419

F A X 0858-22-2303 Email:bunkazai@city.kurayoshi.lg.jp

受付日時 平日の午前8時30分～午後5時15分まで

(年末年始の12月29日～1月3日を除く)

(2)手続きの流れ

時 期	主催者（利用者）がすること	文化財課がすること
開催 1年前～2か月前	<ul style="list-style-type: none"> ・空き状況の照会（電話・メール等） ・仮予約（〃） 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き状況の回答 ・仮予約受付
◇大会、イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館関連行事 ・グラウンドゴルフ大会 ・遠足 ・飲食イベント ・展示販売会 ・企業イベント など 	<ul style="list-style-type: none"> 事前打ち合わせ ・利用条件、使用料の説明 ・大会・イベントの内容、運営体制、仮設工作物等について
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮予約後1か月以内に申請書提出。 ・「都市公園内行為許可申請書」提出 ・「現状変更等許可申請書」〃 (仮設工作物等を設置する場合) ・「減免申請書」〃 (使用料の減免を希望する場合) 添付資料は（4）を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市公園内行為許可書」発行 ・「現状変更等許可書」〃 ・「納入通知書」〃
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・「領収書」発行
開催 2か月前～2週間前	<ul style="list-style-type: none"> ・空き状況の照会 ・仮予約 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き状況の回答 ・仮予約受付
◇上記に該当しない使用	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー等飲食販売（個別の出店） ・スポーツ練習 ・業として行う写真・動画撮影 ・募金活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> 事前打ち合わせ ・利用条件、使用料の説明 ・運営体制、仮設工作物等について事前打ち合わせ。
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮予約後、速やかに申請書提出。 ・「都市公園内行為許可申請書」提出 ・「現状変更等許可申請書」〃 (仮設工作物等を設置する場合) ・「減免申請書」〃 (使用料の減免を希望する場合) 添付資料は（4）を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市公園内行為許可書」発行 ・「現状変更等許可書」〃 ・「納入通知書」〃
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・「領収書」発行
終了後（速やかに）	<ul style="list-style-type: none"> ・「現状変更終了報告書」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・原状復旧の確認 ・「現状変更終了報告書」受理

※各申請書の様式を、利用の手引きの最後に添付しています。（ホームページからダウンロードができます。）

※とっとり電子申請サービスは、（ホームページ（文化財課）の「史跡大御堂廃寺跡歴史公園の利用について」内から進めることができます。）

(3)事前打ち合わせ

- ・申請書の提出までに、大会・イベントの内容、運営体制、仮設工作物等について文化財課と打ち合わせをしてください。

(4) 申請書添付資料（各々該当する場合に添付）

- 企画書（目的、期間、事業内容、事業主体、組織体制、運営体制、警備体制等がわかる資料）。
 - レイアウト図（テント等仮設工作物の配置、利用面積がわかる図）。
- ※レイアウト図の様式を、利用の手引きの最後に添付しています。
- キッチンカー・露店販売・フリーマーケット等の物品販売をする場合：営業許可書の写し、営業類似行為開設届の写し（食品を取り扱う場合：保健所）、露店等の開設届出書の写し（火気を取り扱う場合：倉吉消防署）、暴力団関係者ではないことを示す誓約書（年度内に1回提出）。

(5) 完了時の提出書類

- 現状変更等終了報告書の提出。（仮設工作物の設置時及び撤去時の写真を添付）

(6) その他手続き（必要に応じて）

- 飲食物を提供する場合－倉吉保健所に営業類似行為開設届の提出。
- 仮設テント等で火気器具を使用する場合－倉吉消防署に露店等の開設届出書の提出

4 使用料

(1) 使用料等

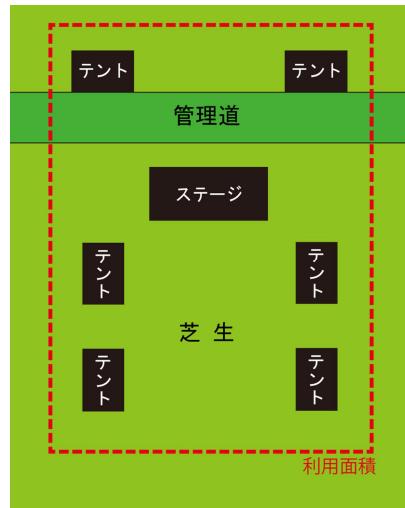
入場料等を徴しない催し 各種イベント、スポーツ練習、グラウンドゴルフ大会、運動会、地域のまつり、レクリエーション大会、集会 など	5円／1日（1m ² あたり） (消費税別) 例：全面利用 5円×2万m ² =10万円／1日	
入場料等を徴する催し 音楽コンサート、映画上映会、スポーツイベント など	10円／1日（1m ² あたり） (消費税別) 例：全面利用 10円×2万m ² =20万円／1日	
キッチンカー、露天販売、募金等 キッチンカー等の飲食販売、野菜・果物等農産物販売、手作り物品販売、飲食イベント、フリーマーケット、展示販売会 など	50円／1日（1m ² あたり） (消費税別) 例：50円×10m ² =500円／1日	
業として行う写真・動画撮影 撮影を職業とする者による結婚式の前撮り、雑誌・CM撮影など	500円／1日（1m ² あたり） (消費税別) 例：500円×10m ² =5,000円／1日	

○場所を独占する利用などの場合、倉吉市都市公園条例に基づき使用料が必要です。ただし、営利を目的とせず、かつ、入場料等の料金を徴収しない利用の場合などは、使用料を減免することができます。

※使用料の減免を希望する場合は、減免申請書の提出をしてください。

【利用面積について】

利用面積は、テント・ステージなど仮設工作物の面積に、会場内の通路・広場・空き地などを加えた面積を含みます。申請時は全体面積がわかる資料を提出してください。



利用面積イメージ図

5 利用の条件

(1) 利用可能日

1月4日から12月28日まで（申請が必要な場所を独占する利用の場合）

- ・芝生の傷みを防ぐため、芝生の状態に応じて利用休止とする場合があります。
- ・芝生の維持管理（芝刈り・施肥等）のため利用休止とする場合があります。
- ・連続した利用日数は、5日まで（準備及び撤収も含む）とします。ただし、連続利用により芝生を傷める恐れがある場合は、利用日数の短縮または、許可を取り消す場合があります。
- ・スポーツ練習等の利用は、より多くの方に御利用いただくため、同一団体が1週間（月～日）に2日まで、かつ土曜日・日曜日・祝日の連続使用を不可とします。
- ・キッチンカー・露天販売は、今後の利用状況をみながら日数調整をする可能性があります。
- ・特別な事由があると認める場合は、申込み状況をみながら利用日・利用日数の相談に応じます。

(2) 利用可能時間

午前9時から午後6時まで（申請が必要な場所を独占する利用の場合）

- ・特別な事由があると認める場合は、利用時間の相談に応じます。

(3) 使用料の支払い

- ・許可書の発行とあわせて納入通知書を発行しますので、期限まで（発行日から20日以内、または利用日まで20日未満の場合は利用日まで）に使用料を納めてください。
- ・特別な事由があると認める場合は、支払い時期の相談に応じます。

(4) 使用料の還付

既に納めた使用料は還付しません。ただし、次の場合は還付することができます。

- ・許可を受けた者の責任ではない理由によって使用できないとき。
- ・公益上又は市の都合により許可を取り消したとき。
- ・利用開始前に取り消しの申し出があり、その理由が正当と認めたとき。

(5) 不許可・許可取消しの基準

下記のいずれかに該当する場合、不許可または、許可を取り消す場合があります。

- ・公序良俗に反する、あるいはその恐れがあると認められるとき。
- ・暴力団の利益になると認められるとき。
- ・文化財保護法・都市公園法等関係法令に違反したとき。
- ・提出書類に虚偽記載のあったとき。
- ・許可の条件に違反したとき。
- ・期日までに使用料を納めないと。
- ・管理者の指示に従わないとき。
- ・その他公園の運営上支障があるとき。

(6) 使用の許可を受けた利用者の責任等

- ・利用中は許可書を携帯してください。
- ・許可書に記載されている条件を遵守してください。
- ・責任者を明確にした上で現場に常駐させ、全体を掌握し指揮監督をしてください。

(7) 事故防止対策

- ・設営から片付け完了までの全行程で、適切に安全対策を講じてください。
- ・資材搬入等で車両を管理道内に進入させる場合は、事故防止策を講じてください。
- ・夜間、公園内に資材を置く場合も安全対策を講じてください。
- ・ステージやブース等の設置に際しては、参加人数に応じて必要な通路や空間を確保し、安全に利用できる環境を確保してください。
- ・必要に応じて警備員を配置して、来訪者を安全に誘導してください。

(8) 事故発生時の対応

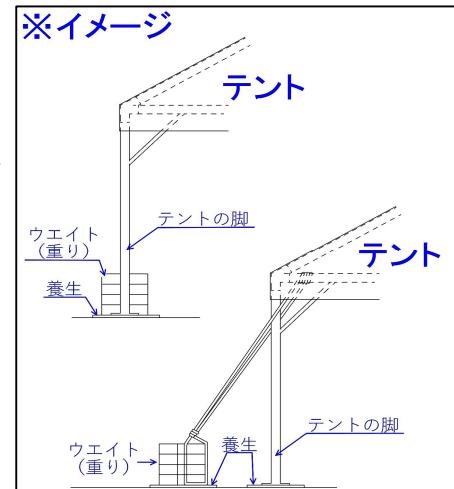
- ・事故発生時は速やかに文化財課に報告するとともに、警察や消防等関係機関への通報やイベントの中止など、適切に対応してください。
- ・イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れる体制をとってください。

(9) 芝生の保全

芝生が毀損すると復旧に時間がかかり、公園の美観が損なわれるだけではなく、

一般来場者の公園利用に支障をきたすことから次の制限を設けています。

- ・芝生に車両を乗り入れることを禁止します。
- ・テント・ステージ等仮設工作物を芝に設置する場合は、置き基礎等で工作物の固定を行い、設置面（テントの脚・置き基礎等）は、フェルト等で養生をしてください。
(杭・ペグ等を打ち込む固定方法は禁止します。)
- ・雨天時の利用は、特に芝生が毀損しやすいため降雨が予想される場合は、文化財課の指示にしたがってください。



(10) 音響機器など

- ・近隣住民の方に配慮してマイクや楽器の音量は、会場内で聞こえる程度に控えてください。
- ・電源の設備や夜間照明はありません。
- ・発電機の設置をする場合は、防音型発電機を使用してください。

(11) 車両等の乗り入れ

- ・芝生部分の車両乗り入れを禁止します。管理道は申請があれば搬入・搬出時のみ乗り入れを許可しますので、搬入が完了後速やかに退去してください。
- ・管理道に乗り入れる車両は積載物を含めて総重量8トンまで、出入りは西側（倉吉未来中心側）のみ可能です。
- ・管理道内は、人工芝の毀損防止のため、車両の回転を禁止します。
- ・搬入・搬出時の停車中に、人工芝の対して車両の重さを分散させるため、タイヤ部分にコンパネ等を敷いてください
- ・出入口の車止めは常時解放をしないで、出入口のある時のみ解放してください。

(12) キッチンカー

- ・管理道のみ利用を許可します。
- ・他の利用者に支障がないよう一列に間隔を取り、南側に寄せて設置してください。
- ・人工芝に対して設置した車両の重さを分散させるため、タイヤ部分にコンパネ等を敷いてください。
- ・給排水・電源の設備はありません。出店者が必要に応じて準備してください。
- ・発電機を設置する場合は、防音型発電機を使用してください。
- ・飲食物の調理などは(16)のとおりです。



利用面積イメージ図

(13) 露天販売

- ・管理道沿い北辺と東側歩道沿いの芝生部分に設置し、一定の間隔を取ってください。
- ・給排水・電源の設備はありません。出店者が必要に応じて準備してください。
- ・発電機を設置する場合は、防音型発電機を使用してください。
- ・設置方法は(9)のとおりです。
- ・飲食物の調理は(16)のとおりです。キッチンカー・露天販売設置イメージ

(14) スポーツ利用

- ・バットを振ったり球を打つなど、他の利用者が迷惑・危険と感じる行為や、周辺施設の毀損等に繋がる行為、野球・サッカーの試合をしないでください。
- ・芝生を傷める行為をしないでください（スパイクシューズの使用、白線を引くこと、コートロープ固定のための杭・ペグ打ち等）。

(15) 火気の使用

- ・火気の使用は原則禁止です。管理道及び東側歩道沿いの芝生部分に許可したキッチンカー・露天販売等の火気器具の使用については、芝生・人工芝が毀損しないように養生を行ってください。
- ・火気器具等を使用するイベントは、倉吉消防署に相談し対策を講じるとともに、必要に応じて届け出を行ってください。

(16) 飲食物の調理など

- ・調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど汚れ防止策を講じてください。
- ・調理や飲食によって発生した「ごみ」は、持ち帰ってください。

- ・公園内に給排水設備はありません。排水・汚水・油脂類を含む排水等を付近に流すことはできません。すべて持ち帰ってください。
- ・必要に応じて、倉吉保健所に営業類似行為開設届の提出、倉吉消防署に露店等の開設届を行ってください。

(17) トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃

- ・飲食物を提供し多数の集客を見込む場合、必要な台数のゴミ箱、仮設トイレを設置してください。
- ・イベント中及び終了後にトイレの清掃や会場及び会場周辺の清掃・ゴミ回収と処分を必ず実施してください。

(18) 駐車場対応

- ・史跡大御堂廃寺跡歴史公園の専用駐車場はありません。
- ・多くの来場者が見込まれる場合は、公共交通機関利用の呼びかけや、場外駐車場の確保及び来場者の会場への輸送をしてください。

(19) 施設の毀損

- ・建物表示や説明板、芝生などを毀損した場合は、ただちに文化財課に報告をし、指示に従って速やかに原状復旧してください。なお、復旧に伴う経費は、原因者負担とします。
- ・復旧が完了したら文化財課の確認を受けてください。

6 その他の禁止事項

- (1) ゴミ、危険物、排水を捨てること。
- (2) 犬をリードに繋がずに散歩をさせること、フンを放置すること、建物表示や説明板などにおしつこをさせること。
- (3) バットを振ったり球を打つなど、他の利用者が迷惑・危険と感じる行為や、野球・サッカーの試合を行うこと。
- (4) スポーツ等を行う際にスパイクシューズを使用すること、白線を引くこと。
- (5) 駐車場や道路の近くでボールを使用した利用を行うこと。
- (6) ゴルフ、スケートボード、ローラースケート等を行うこと。
- (7) 建物表示、説明板、芝生を傷める行為を行うこと。
- (8) 自転車の乗り入れをすること。
- (9) 喫煙、たき火、バーベキュー、花火などの火気を使用すること。
- (10) キャンプを行うこと。
- (11) 広告類を掲示すること、配布すること。

(12)他の利用者が、迷惑・危険と感じる行為、周辺施設の毀損等に繋がる行為を行うこと。

(13)その他市長が公園の管理上必要があると認めること。

今後の利用状況により、利用方法について変更する場合があります。

利用の手引きについての問合せ先：倉吉市経済観光部文化財課 TEL 0858-22-4419
(年末年始を除く、平日の午前8時30分～午後5時15分まで)

都市公園内行為許可申請書

(1) 行為の目的	
(2) 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
(3) 行為を行う場所 又は公園施設	史跡大御堂廃寺跡歴史公園
(4) 行為の内容	
<p>上記のとおり行為をしたいので許可願いたく申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>(あて先) 倉吉市長 様</p>	

令和 年 月 日

文化財現状変更等許可申請書

倉吉市長 様

住 所
団体名
代表者

文化財保護法第125条第1項の規定により、次のとおり史跡名勝天然記念物の現状変更をしたいので、許可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	史跡 大御堂廃寺跡
指定年月日	平成13年 1月29日
史跡、名勝又は天然記念物の所在地	倉吉市駄経寺町2丁目3-6、3-7、3-11
所有者の氏名(名称)及び住所	倉吉市長 倉吉市葵町722番地
管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地	なし
史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等を必要とする理由、	
現状変更の内容及び実施の方法	
現状変更等により生ずべき物件の減失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる史跡、名勝及び天然記念物への影響に関する事項	
現状変更等に着手及び終了の時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
現状変更等に係る地域の地番	倉吉市駄経寺町2丁目3-6、3-7、3-11
現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

添付書類

1 位置図

3 現況写真

2 現況図

4 開催要項及び計画図面

減 免 申 請 書

令和 年 月 日

倉吉市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

下記のとおり使用料を減免していただくよう申請します。

記

1 行為を行う場所

史跡大御堂廃寺跡歴史公園

2 行為の目的・内容等

3 行為の期間

令和 年 月 日

4 減免を必要とする理由

令和 年 月 日

倉吉市長 様

住 所
団体名
氏 名

現状変更等終了報告書

令和 年 月 日付倉文財第 号で許可された現状変更を終了しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 文化財の指定名称 史跡 大御堂廃寺跡
- 2 指定年月日 平成 13 年 1 月 29 日
- 3 所在地 鳥取県倉吉市駄経寺町 2 丁目 3-6 、 3-7 、 3-11
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
倉吉市長 広田一恭
鳥取県倉吉市葵町 722 番地
- 5 現状変更の着手年月日 令和 年 月 日
- 6 現状変更の終了年月日 令和 年 月 日
- 7 現状変更の内容
- 8 現状変更の責任者

(添付資料)

仮設工作物の設置時及び撤去時の写真